

新たな手口の紹介 (第二十六弾)

みなさん、詐欺グループは社会の変遷や時代の流れにつけこみ、手を変え品を変え、みなさんをだまそうとしてきます。

今回ご紹介する詐欺の手口は、過去にも紹介した**架空請求詐欺**です。

以前は、身に覚えのない内容や料金の請求が葉書やメールで届いていると紹介しました。

現在もその方法でみなさんをだまそうとしてきます。

加えて、はがきやメール以外でみなさんがドキッ!としてしまう【封筒】で届く手口があります。

注意!!

特徴として、封書で

- 【重要】と印が押されている。
- 訴状、提訴の告知等と書かれている。
- 弁護士の名前や印鑑がある。
- 裁判所名や連絡先が記載されている。

といった内容の書類が郵送されてきます。

この手口は、これまでみなさんが見たり、聞いたりした、「はがき」や「メール」と比べると真実味や危機感を強く感じませんか？

でも、過去にも紹介しましたが

★記載された番号に絶対、電話をしない!

★1人で判断せず、警察や家族に相談する!

ことを守ってもらえれば、被害にあう可能性は低くなりますし、自己防衛になります。

～裏面に続く～

<実際に送られてきた詐欺の文書です>

訴 状

令和1年9月5日

東京地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人
弁護士 美濃部 [印] 野瀬 [印]
同 野瀬 [印]

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

民事賠償請求事件

訴訟物の価額 当事者目録記載円
貼用印紙 当事者目録記載円 (納付期日による)

請求の趣旨

- 被告は、原告に対し、当事者目録記載円及びこれに対する訴状送達の日を遡日から支払い済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え
- 訴訟費用は被告の全額負担とする
との判決並びに仮執行宣言を求める。

提訴の告知

この度、ご通知致しましたのは貴方の利用されていた契約会社、ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願いいたします。

地方裁判所管理局
東京千代田区 [印]
訴訟窓口 0120-[印]
受付時間 9:00~20:00

〈注意〉

- 放置されますと、相手側の言い分どおりの判決、給料や財産等を差し押さえられる可能性がありますので、ご注意ください。
- 簡易裁判所には、民間から選ばれた司法委員が、分割払い等による解決を促す手続きもごさいます。
- ご不明な点は訴訟窓口にお問い合わせください。

*当庁には駐車施設がございません。車による来庁はご遠慮ください。

これは詐欺です！

ご自身で判断できないときは、
ご家族や警察などに相談しましょう。

智頭警察署 0858-75-0110
警察総合相談電話 #9110

